



子育て世帯生活支援特別給付金のご案内

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、実情を踏まえた生活支援を行う観点から、「子育て世帯生活支援特別給付金」を支給します。

ひとり親世帯でない方へ(新規)

支給対象者	①②の両方に当てはまる方(ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く。) ①18歳未満の児童(特別児童扶養手当支給対象児童の場合、20歳未満)を養育する父母等(令和3年3月31日時点) ※令和4年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。 ②令和3年度の住民税(均等割)が非課税の方又は令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方。
支給額	児童1人当たり 一律5万円
給付金の支給手続	1. 令和3年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の受給者で住民税非課税の方 申請不要です。順次、指定口座に振り込みますので、確認してください。 2. 上記以外の方(例 高校生のみ養育している方、収入が急変した方) 申請が必要です。

ひとり親世帯の方へ

支給対象者	①令和3年4月分の児童扶養手当受給者の方(児童扶養手当指定口座に、既に支給が済んでいます。) ②公的年金等を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方 ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方
支給額	児童1人当たり 一律5万円
給付金の支給手続	②・③の方は、申請が必要です。

詳細は、市ホームページ又は子育て支援課までお問い合わせください。

■問合せ 子育て支援課(北館2階)

東京2020パラリンピック「清須の火」を展示します

愛知県内では、8月12日～15日に東京2020パラリンピック聖火フェスティバルとして、県内の49市町村が独自の手法で採火した火を名古屋市内で集火し、出立します。

市では、採火した「清須の火」を以下のとおり展示します。

と き 8月15日(日) 午前9時30分～午後5時 ところ あいち朝日遺跡ミュージアム入口

内 容 ミュージアム入口において、採火した火をランタンにて展示します。

展示した火は名古屋市で集火され、東京2020パラリンピック聖火リレーの火となります。

■問合せ スポーツ課(南館1階)



市民課土曜窓口の休止及びコンビニ交付サービスの停止 ■問合せ 市民課(北館1階)

春日学校橋西土地地区画整理事業の換地処分に伴う住所表示の変更作業のため、
8月28日(土)の市民課窓口業務を休止します。
また、**8月28日(土)・29日(日)のコンビニ交付サービスを停止**します。
市民の皆さまにはご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。



マイナンバーカードの受取りはお済みですか？

個人番号カード交付通知書(ハガキ)が届いた方は、マイナンバーカードのお受け取りができますので、市民課窓口へお越しください。

持ち物は、ハガキ・通知カード・本人確認できるものです。**必ずご本人様**がご来庁ください。

4月末日までに申請受付が完了している方は、マイナポイントの対象となりますので、必要な方は9月末日までにお手続きをしてください。

■問合せ 市民課(北館1階)

6月議会定例会

■問合せ 議事調査課(南館4階)

工事請負契約(校舎長寿命化等改修工事(その11))の締結について等9議案を可決

定例会は、6月1日から22日までの22日間の会期で開き、初日に市長提出議案の上げ・説明があり、諮問案件である人権擁護委員候補者の推薦2件は、同日適任と決し、工事請負契約(校舎長寿命化等改修工事(その11)(その12))の締結については、即日採決され、全員賛成で可決しました。その他の議案については、8日に質疑が行われた後、各所管の常任委員会に付託しました。

最終日には、それぞれの常任委員会委員長から審査結果が報告され、また、市長提出議案1件が追加上程され、採決の結果、追加議案を含む全議案を可決しました。

適任とされた議案

◇人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて 2件

可決された議案

- ◇固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案など一部条例改正案 3件
- ◇工事請負契約(校舎長寿命化等改修工事(その11))の締結についてなど工事請負契約の締結 3件
- ◇市道路線の認定及び廃止について
- ◇令和3年度一般会計補正予算(第4号)案など補正予算案 2件

報告案件

◇令和2年度清須市一般会計繰越明許費繰越計算書についてなど 4件

※**その他の議案については、広報清須今月号の折込「市議会だより第62号」及び市ホームページをご覧ください。**

■問合せ
開会時間
午前9時30分から
議事調査課
(南館4階)

24日(金)	16日(木)	14日(火)	13日(月)	10日(金)	9日(木)	8日(水)	6日(月)	2日(木)	1日(水)	9月30日(月)	8月30日(月)	開会日
本会議(委員長報告 討論、採決)	福祉委員会	福祉委員会	総務委員会	総務委員会	建設文教委員会	建設文教委員会	本会議(議案質疑)	本会議(一般質問)	本会議(一般質問)	本会議(一般質問)	本会議(行政報告・ 質疑・監査報告・ 議案提案・説明)	本会議等

本会議・委員会は傍聴できません。
ただし、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、マスクの着用など十分なご配慮をお願いします。

9月議会定例会の日程



平和への取組み ～戦争の悲惨さ・平和の尊さを伝えよう～

例年8月中旬に開催している平和祈念式は、昨年引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止します。

記帳所の設置

市では、8月の平和月間に平和で安心して暮らせる社会の実現を願い、市内施設4カ所に記帳所を設置しています。平和について考える機会として、署名をお願いします。



とき 8月1日(日)～31日(火)

ところ 市役所北館1階ロビー
にしびさわやかプラザ1階ロビー
清洲市民センター1階ロビー
市立図書館ギャラリー

※施設によって、開庁(館)日・時間が異なります。

【令和2年度 記帳所(清洲市民センター)】

～令和元年度の平和祈念式の様子～



【市長 式辞】



【保育園児による千羽鶴の献上・平和宣言】



【平和祈念のこぼし】



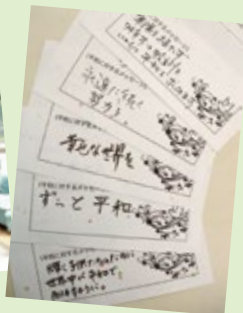
【式典参加者の献花】



【平和推進派遣研修代表児童】



【式典会場の記帳所・平和へのメッセージ】



【派遣研修の記録展示】

■問合せ 社会福祉課(北館1階)

原爆投下時刻には黙とうを

今からさかのぼること76年、世界ではじめて原子爆弾が広島に投下されました。8月6日午前8時15分(広島)と、8月9日午前11時2分(長崎)には、原爆死没者の冥福と世界恒久平和の実現を祈り、1分間の黙とうをささげましょう。

■問合せ 人事秘書課(北館3階)



「平和を願う折り鶴」・「書道作品展」・パネル展「ヒロシマ・ナガサキ原爆と人間」

市内の小・中学校に通う児童及び生徒が「平和を願う折り鶴」を作りました。また、小学校6年生児童が平和をテーマに書いた優秀書道作品と「ヒロシマ・ナガサキ原爆と人間」のパネルを展示します。

と き 8月1日(日)～29日(日)

ところ 市立図書館 ■問合せ 生涯学習課(南館1階)



寄附をいただきました

新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、有効に活用させていただきます。ご厚意に感謝し、厚くお礼申し上げます。

- 株式会社義津屋 様 加湿器 16個、除菌水 32パック
- アスカテック株式会社 様 車室内向け抗菌・消臭スプレー 96個
- 株式会社アドベンチャー 様 飛沫対策ダンボールボード 550個

有効に使わせていただきます。ご厚意に感謝し、厚くお礼申し上げます。

- 匿名 生徒用図書 252冊



毎月の介護サービス費の「負担限度額」が変わります

■高額介護サービス費

8月から、介護サービスの利用者と同一世帯に課税所得380万円以上で65歳以上の方がいる場合、毎月の負担限度額が以下のとおり見直されます。

7月までの負担上限額

8月からの負担割合

住民税課税世帯の方	44,400円(世帯)	課税所得690万円以上の方	140,100円(世帯)
		課税所得380万円～690万円未満の方	93,000円(世帯)
		上記以外の方	44,400円(世帯)

※上記以外の市民税非課税世帯の方等の負担限度額に変更はありません。

■特定入所者介護サービス費

8月から、介護保険施設入所者やショートステイ利用者への食費・居住費の助成制度が、以下のとおり見直されます。

施設入所等の利用者の認定要件である預貯金等額	7月まで	8月から
(第2段階)年金収入等80万円以下	単身:1,000万円 夫婦:2,000万円	単身:650万円、夫婦1,650万円
(第3段階①)年金収入等80万円超120万円以下		単身:550万円、夫婦1,550万円
(第3段階②)年金収入等120万円超		単身:500万円、夫婦1,500万円

※年金収入等は、公的年金等収入金額(非課税年金を含む。)+その他の合計所得金額をいいます。

食費の負担限度額	施設入所者		ショートステイ利用者	
	7月まで	8月から	7月まで	8月から
(第2段階)年金収入等80万円以下	390円	390円	390円	600円
(第3段階①)年金収入等80万円超120万円以下	650円	650円	650円	1,000円
(第3段階②)年金収入等120万円超	650円	1,360円	650円	1,300円

※居住費の負担限度額は、変更ありません。また、生活保護受給者や老齢福祉年金受給者等(第1段階)の負担限度額は、食費・居住費ともに変更ありません。

■問合せ 高齢福祉課(北館1階)



後期高齢者医療について

のお知らせ

■窓口で支払う一部負担金は？

・現役並み所得の方	3割
・低所得Ⅰ・Ⅱの方	1割
・一般の方	1割

■後期高齢者医療被保険者証を
忘れずに

お医者さんにかかるときは、保険証を窓口へ提出します。このうち保険証には、「1割」または「3割」の自己負担割合が記載されています。

自己負担割合について

- （※1）現役並み所得の方 3割
後期高齢者医療を受ける方のうち、お一人でも一定の所得（市民税の課税所得が14.5万円）以上の方が同一世帯にいる方
- （※2）一般の方 1割
現役並み所得の方、低所得Ⅰ・Ⅱのいずれにもあてはまらない方
- （※3）低所得Ⅱの方 1割
同一世帯の世帯主及び世帯員全員が住民税非課税の方
- （※4）低所得Ⅰの方 1割
同一世帯の世帯主及び世帯

員全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる方

■医療費が高額になったときは？

1カ月の医療費が限度額を超えたときは、超えた分が後から支給されます。

負担区分	負担割合	個人の限度額 (外来のみ)	世帯の限度額 (外来+入院)
現役並 所得の方※1	課税所得 690万円以上	3割	252,600円+(医療費-842,000円)×1% [140,100円]
	課税所得 380万円以上	3割	167,400円+(医療費-558,000円)×1% [93,000円]
	課税所得 145万円以上	3割	80,100円+(医療費-267,000円)×1% [44,400円]
一般※2	1割	18,000円 年間(8月~翌 年7月) 144,000円が上限	57,600円 [44,400円]
低所得Ⅱ※3	1割	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ※4			15,000円

診療月を含め過去12カ月に3回以上、世帯(外来+入院)の支給対象となつている場合は、4回目以降の世帯(外来+入院)の自己負担限度額は「1」内の金額となりません。

※該当した場合は、広域連合からお知らせ及び振込があります。(数カ月かかります。)

詳しくは、お送りしています後期高齢者医療被保険者証に同封されている冊子「後期高齢者医療制度のご案内」をご覧ください。

◎これまで「限度額適用・標準負担額減額認定証」や「限度額適用認定証」をお持ちの方は、8月1日以降も該当する場合は、新たな有効期間の認定証を7月下旬に郵送していただきますのでご確認ください。

■問合せ 保険年金課(北館1階)

母子・父子家庭医療費受給者証 更新手続きのお知らせ

母子・父子家庭医療費受給者証の有効期限は10月31日です。対象者へは、9月上旬に更新申請書を送付します。

■問合せ 保険年金課(北館1階)

税の公平性と延滞金

■問合せ 収納課(北館2階)

税の公平性:市税等は、市のさまざまな事業を行うための費用を所得や資産の状況に応じて、皆さまに公平に負担していただいているものです。各税等には納期ごとに納期限が定められており、納期限内に納付がなかった方には納期限内に納付された方との不公平をなくするため、延滞金が加算されます。

延滞金:延滞金は、納期ごとの税等が納期限までに完納されない場合、納期限の翌日から完納されるまでの日数に応じて計算され、本税に加算して納付することになります。納期限までに納税できない場合は、そのまま放置しないで、早めに収納課にご相談ください。

※税金等は、最寄りの金融機関、コンビニエンスストア、スマートフォン決済アプリ及び会計課で納めることができます。

※納税・納付には、納め忘れが無い便利な口座振替をご利用ください。

※納税方法について、詳しくは市ホームページをご覧ください。





イベント等の中止・規模縮小のお知らせ

次の日程で開催を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市民及び関係者の皆さまの安全を考慮し、**中止又は規模縮小**することを決定しました。

皆さまのご理解とご協力をお願いします。

※7月号と重複掲載のイベント等あり

イベント等名	日程	担当課
市納涼盆踊り	8月 7日(土) 中止	生涯学習課(南館1階)
平和祈念式	8月18日(水) 中止	社会福祉課(北館1階)
市総合防災訓練※1	9月 4日(土) 規模縮小	危機管理課(北館3階)
河川環境美化活動	9月 5日(日) 中止	生活環境課(北館2階)
市文化協会カラオケ発表会	9月12日(日) 中止	生涯学習課(南館1階)
市敬老会※2	9月15日(水) 中止	高齢福祉課(北館1階)
みずとぴあ観月の夕べ	9月25日(土) 中止	都市計画課(南館2階)
市男女共同参画講演会		生涯学習課(南館1階)
新川やると祭	10月 2日(土) 中止	産業課(南館3階)
にしび体育祭・春日体育祭	10月 3日(日) 中止	スポーツ課(南館1階)
清洲城信長まつり・産業まつり	10月10日(日) 中止	産業課(南館3階)
清洲体育祭・新川体育祭	10月24日(日) 中止	スポーツ課(南館1階)

※1市総合防災訓練は、職員のみで実施します。

※2金婚夫婦を祝う会は、開催します。

防災・減災サポートコーナー

第5話:非常持ち出し品について

大雨や大地震などの災害は突然やってきます。災害で避難が必要になった時のために非常持ち出し品を準備していますか? 避難所の備蓄品には限りがありますので、**最低3日分の飲料水や食料、日用品は自ら準備**すると安心です。**非常持ち出し袋には、両手の空くリュックサックが便利**です。避難のため持ち歩ける重さは、成人の男性で15kg、女性で10kgが目安であり、重すぎないかどうか事前に背負ってみましょう。医薬品は避難所ですぐに入手できないため、**持病がある方は持病薬と処方箋の控えは必ず用意**しましょう。

■非常持ち出し袋(リュックサックなど)に入れておくもの

- 携帯ラジオ 懐中電灯 予備電池・バッテリー 携帯充電器 ロープ
- ビニール袋 缶切り・栓抜き ライター・マッチ ティッシュ タオル
- 洗面用具 下着類・衣類 スリッパ 飲料水
- 非常食(缶詰、栄養補助食品) 救急セット・常備薬
- マスク・消毒液・体温計 持病薬・処方箋の控え

■家族構成により必要なもの

- 粉又は液体ミルク 紙おむつ 生理用品 介護用品

■避難時の必需品

- 雨具 手袋 ヘルメット・防災頭巾 運動靴 貴重品(現金、保険証、通帳、免許証等)

■あると便利なもの

- 毛布・寝袋 カセットコンロ 使い捨てカイロ 割りばし・スプーン レジャーシート



■問合せ 危機管理課(北館3階)



猫との関わり方、苦情について

市民の方から猫に関する苦情が多く寄せられています。

内容としては、「野良猫へのエサやり」「庭に糞尿をされる」「車などに傷をつける」「ごみ袋を破り、散らかす」といったものです。

■飼い主のいない猫への餌やりは、やめましょう

エサを与えるだけで適切な管理がされず、不妊去勢手術をしていない猫が集まると、やがて子猫が生まれ、飼い主がいない猫がさらに増えていきます。

これは、他人の庭や畑を荒らしたり、糞尿などで汚したりすることで、近隣の環境を損なう原因となります。

■動物との接触によるリスクについて

動物から人に感染する病気を「動物由来感染症」と呼びます。

動物由来感染症は、人も動物も重症となるもの、動物は無症状で人が重症になるもの等、病原体によってさまざまです。外で生活している野良猫や野生動物はもちろん、ペットで飼われている動物も菌やウイルスを持っていることがあります。動物が残した糞の中に寄生虫がいることもあります。感染源は身近なところにあるため、動物を飼っている人も、飼っていない人も注意が必要です。具体的には以下のようことに気を付けましょう。

- ①口移しでエサをあげるのはやめましょう。
- ②動物に触ったら、必ず手を洗いましょう。
- ③動物の糞尿は速やかに処理し、身の回りは清潔に保ちましょう。
- ④野生動物との接触はやめましょう。

■室内で飼いましょう

猫を飼う際は、室内で飼育し、飼い主が責任を持って最期まで面倒を見てください。

■問合せ 健康推進課(北館2階)



事業所から排出されるごみについて

事業活動に伴うごみ(事業系ごみ)は、市では回収しません。

事業活動に伴い排出されたごみは、事業系廃棄物収集運搬業者と別途契約し、専用袋に入れ、引き渡さなければなりません。

伝票のような紙類、文房具、食品残渣等の生ごみ、ダンボール、古紙、布、空き缶、ビン、金物、金属くず、ゴム類、ビニール類、弁当の空容器、食品の包装紙、ペットボトル等については、通常の「家庭ごみ」と勘違いしがちですが、**事業所から排出されたごみは、すべて「事業系廃棄物」となります。**

生活環境課では、近隣からの通報やパトロールをもとに、内容物の調査を行い適切に排出されていないごみ袋を**法律違反**と判断し、「警告シール」を貼付し、放置しています。ご理解とご協力をお願いします。(ただし、悪質な事業所に対しては、警察との連携による摘発を実施しています。)

事業系一般廃棄物収集のご依頼は、以下の許可業者へお願いします。

※許可業者は以下の**12社のみ**です。(50音順)

許可業者名	電話番号	許可業者名	電話番号
IBミヤザワ株式会社	052-445-0014	株式会社三清社	052-584-7272
株式会社海部清掃	052-441-5353	東海装備株式会社	052-432-5130
オオブユニティ株式会社	052-501-4811	永井産業株式会社	052-400-8211
株式会社オールサービス	052-441-0585	丸真株式会社	0587-23-5181
有限会社岡田商店	052-433-0386	丸二衛生有限会社	0567-96-4402
有限会社ケーアイ	0568-24-0279	株式会社宮崎	052-409-2285

■問合せ 生活環境課(北館2階)

市民協働だより

「清須市協働テラス」に参加してみませんか。

市民や市民団体、企業や学校などが集まって清須市のまちづくりについて話し合う「清須市協働テラス」の参加者を募集しています。

これから何かを始めようと考えている方、清須市を良くしたいと考えている方など、ぜひ、ご参加ください。今回は、4つのテーマを設定して開催します。

とき 8月8日(日)午後2時～4時30分 **ところ** 春日公民館 2階 大会議室

定員 会場40名、オンライン40名(両方とも事前申込が必要です。)

※参加申込などの詳細については、市ホームページ又は二次元コードからご確認ください。



アダプト・プログラム団体のご紹介 (Vol.13)

今回、ご紹介するアダプト・プログラム団体は、「阿原女性の会」です。

団体名	阿原女性の会(代表 山田寿美恵)
活動場所	星の宮公園内花壇・城北線尾張星の宮駅前ロータリー花壇
ここで見られる 主なお花	チューリップ(4月頃)、ポーチュラカ、ジニア・プロフェュジョン(7月頃)、パンジー、アリッサム(11月頃)

「まちはきれいであってほしい」との思いから、地域コミュニティの一つである「女性の会」の活動として実施しています。

また、多くの方が集まりやすくなるよう、地域の方が集まる公園や多くの方が行き交う尾張星の宮駅前に、季節に応じた花苗を植栽することで環境美化にも努めています。

このような活動に興味を持たれた方はお問い合わせください。

■問合せ 企画政策課市民協働係(南館1階)



「市民記者がゆく!まちなかWatch」の取材にご協力ください

毎月の広報清須に掲載しています「市民記者がゆく!まちなかWatch」では、市内在住の市民記者が、地域の身近な話題やイベント等を市民の目線で取材して記事を作成しています。

市民の皆さんも、イベント等で市民記者から取材を受けた場合は、ご協力をお願いします。

また、市では、市民記者として活動していただける方を随時募集しています。ご興味のある方は、人事秘書課までご連絡ください。

■問合せ 人事秘書課(北館3階)



台風接近時の「ごみの回収」

台風の接近にともない「暴風警報」が発令される場合がありますが、回収作業に影響を伴わない状況の場合は、**通常どおり**回収を行ないます。

ただし、風雨が強く回収作業継続に危険が伴う場合については、一旦作業を中断し、天候の回復を待つて回収作業を再開します。

通常、ごみ(可燃、不燃、プラスチック、粗大)は、指定日の午前8時までに排出していただいておりますが、風雨が強い時は、一旦、排出を見合わせていただき、天候の回復を待つて排出してください。

なお、資源回収は、前日に回収容器の配布、準備をするため、台風の接近状況により**前日に回収中止の判断**を行います。ご理解とご協力をお願いします。

■問合せ 生活環境課(北館2階)



新川地区●可燃ごみ収集■坂町、東町、中河原、下河原…**毎週火・金曜日**■横町、西町、旗本、下堀江、西堀江(名鉄津島線より南側)…**毎週火・金曜日**■外町、寺野(花園・元町・郷前)、鍋片、助七(一丁目・二丁目)…**毎週月・木曜日**■豊町、西堀江(名鉄津島線より北側)…**毎週月・木曜日**■寺野(花笠・美鈴・池端)、助七(五反田・東山中・芳花・美里)、阿原…**毎週火・金曜日**